

令和5年度第2回川崎市労働資料等に関する懇談会

日 時 令和6年3月19日（火）午前9時30分

場 所 川崎市教育文化会館2階第1会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 開催挨拶
- 3 議 題
 - (1) 川崎市労働資料室について
 - ア 第1回懇談会を踏まえた変更点等
 - イ 労働資料室の見学
 - (2) 労働資料等の収集・廃棄について
- 4 閉 会

川崎市労働資料等に関する懇談会委員名簿

(任期：令和6年1月1日～令和7年12月31日)

※敬称略・順不同

氏名	所属団体等	役職名
舘 克 則	川 崎 地 域 連 合	事 務 局 長
稲 富 正 行	川 崎 労 働 者 福 祉 協 議 会	事 務 局 長
石 川 慎 一	公益財団法人神奈川県労働福祉協会	常務理事兼事務局長
中 川 哲 也	一般社団法人川崎中原工場協会	事 務 局 長
沼 田 雅 之	法 政 大 学 法 学 部	教 授
榎 一 江	法政大学大原社会問題研究所	副 所 長
磯 部 香	木 月 社 労 士 事 務 所	社会保険労務士

1 概要

労働資料室については、労使に関する各種資料を収集・整備し、情報提供や分析を行うことで、勤労者の地位向上を図ることを目的として、**昭和51年10月1日、労働会館内に設置**。労使間の諸問題や勤労者福祉の向上を図る調査・研究などについて、勤労市民、経営者、研究者、市民等の労働分野の活動に役立つ専門図書館を目指し、労働関係図書をはじめ、**雑誌、新聞、機関誌、各種調査資料など43,076点（冊）を収蔵**。

なお、教育文化会館との再編整備により、令和5年4月1日から（仮称）川崎市民館・労働会館の供用開始する令和8年2月までの期間、労働会館が休館することから、教育文化会館に仮移転し、運営を継続している。

<労働資料室の機能>

①労働資料の**収集・管理**

学問的、社会的に貴重な市内外の労働資料、文献等を広く収集・保管

②労働資料の**情報提供**

労働関係の図書及び資料を分類整理し、勤労者、一般市民等に提供

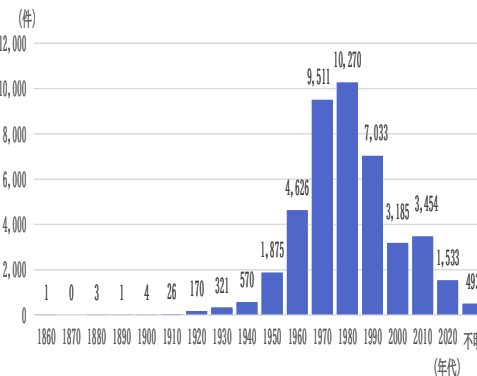
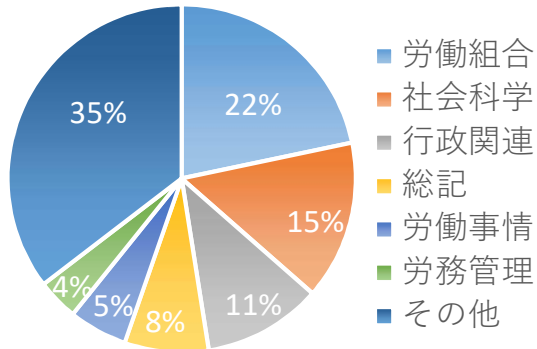
③労働資料の**利用支援**

労働問題に関する調査、研究、学習等の活動の援助及び相談対応

2 労働資料について

43,076点（冊）の労働資料を分類すると「労働組合」が22%（9,610点）と最も多く、次いで、「社会科学」15%（6,546点）、「行政関係」11%（4,889点）の順となっている。また、年代別では、1980年代が10,270点と最も多く、次いで1970年代（9,511点）、1990年代（7,033点）となっており、100年以上前に発行された資料も存在する。

【分類ごとの割合】



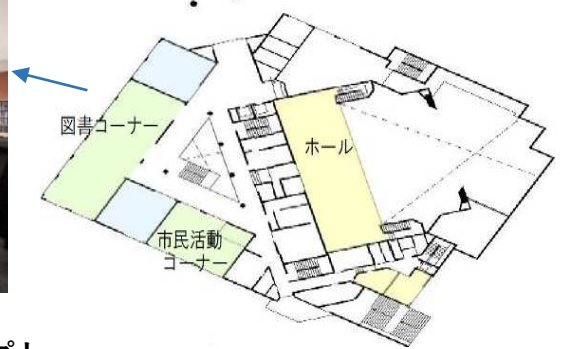
3 再編整備後の労働資料室

令和8年2月に供用開始を予定している（仮称）川崎市民館・労働会館では、労働資料室の名称を「**（仮称）川崎市民館・労働会館 図書室**」（以下「**図書室**」という。）に変更した上で、施設の賑わい創出拠点として2階に配置し、労働資料に加えて、新たに一般図書や児童書などを配架するほか、市内図書館と連携した運営（指定管理者が実施）を行う予定である。

また、**歴史的価値や希少価値の高い労働資料の展示スペースや労働分野の特集コーナーを設ける**ことで幅広い年代層の利用者が労働資料を見て、触れて、「働く」を考えることができる拠点を目指す。

<イメージ図>

<2階フロア図>



4 労働資料室（機能）のコンセプト

**産業都市川崎の礎にふれて、
「未来の働く」を考える拠点**

川崎市は、我が国の高度経済成長を牽引してきた川崎臨海部を中心に、工業都市として発展してきた。このような認識を踏まえ、図書室では、企業や団体、労働者などの事業活動や労働雇用の状況、産業発展の変遷等を記した川崎の労働史や産業史中心として、利用ニーズの大きい新刊図書（文庫）等を含め、約3万点の図書・資料等を所蔵する。

また、図書室内に展示スペースや特集コーナーを設置することで、幅広い年代層の利用者が貴重な労働資料を見て、触れることができるよう工夫するとともに、**司書を配置し、「未来の働く」を考えることを効果的にサポート**する。

5 労働資料のデジタル化（デジタル・アーカイブ）

新施設では、歴史的価値の高い資料や他所で閲覧できない資料等をデジタルアーカイブにまとめ、新たに情報発信することで、より利便性を高め、資料に触れる機会を質量ともに整理・充実させるとともに、労働資料アーカイブとして持続可能なものとしていくこととし、デジタル化する資料については、川崎市経済労働局労働雇用部が発行する「川崎労働史」、「レンズで追う川崎統一メーデー」、「川崎労働情報（かわさき労働情報）」の他、コンセプトに合った資料を選定する。

なお、歴史的価値の高い労働資料については、貴重な労働資料の原本性を鑑み、オーバーヘッド型スキャナを使用してデジタル化することで、原本の裁断を行わない（原本は保管する）。

オーバーヘッド型スキャナ



画像補正



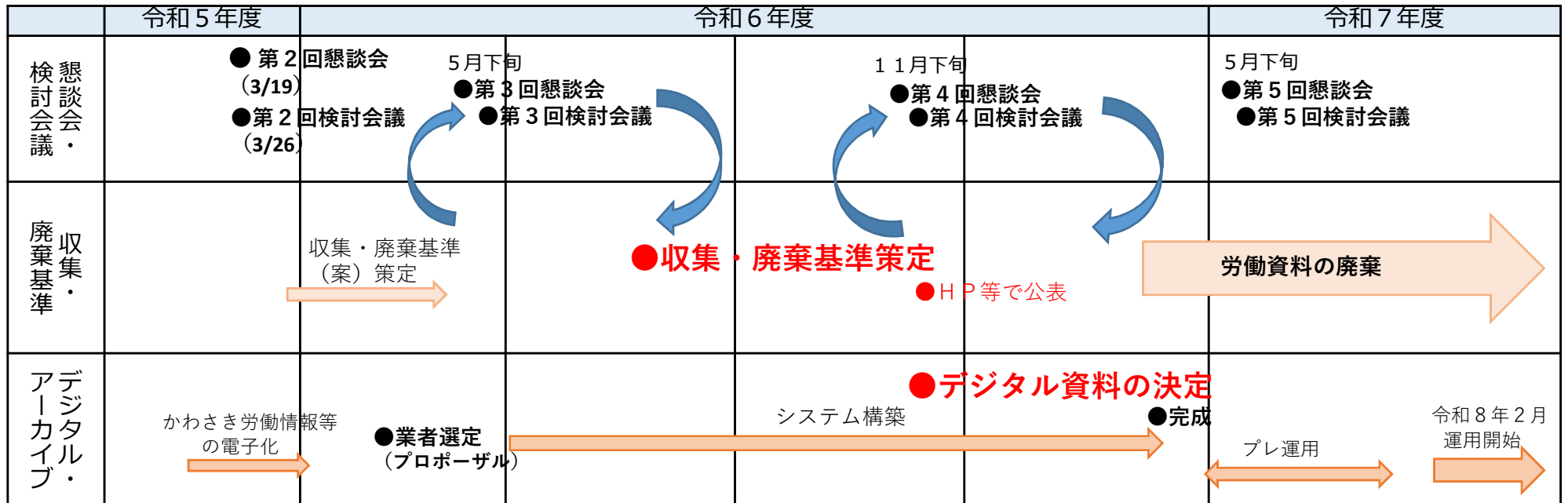
6 懇談会及び検討会議

川崎市労働資料室で収蔵する労働資料等に関し、①労働資料等のあり方、②労働資料等の収集・廃棄等、③労働資料室の運営、④その他（勤労者福祉）について、懇談会委員から意見を聴取した上で、庁内検討会議で検討、調整等を行う。

なお、新施設の供用開始後は、懇談会及び検討会議は廃止し、新たに「川崎市民館・労働会館図書室における労働資料等選定委員会」（座長は川崎市経済労働局労働雇用部長を予定）を新設し、川崎市（経済労働局）を中心に収集・廃棄資料を決定する。

懇談会、検討会議 （供用開始前）	（仮）選定委員会 （供用開始後）
労働資料、労働資料室（図書室）における基本的事項や方針を検討	懇談会及び検討会議で決定した基準等に基づき、実際の運営を検討
<ul style="list-style-type: none"> ●労働資料等のあり方 ●コンセプト ●収集・廃棄基準の策定 ●約13,000点の廃棄資料の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●購入、廃棄資料の選定 ●保存年限の設定 ●アーカイブの運用 ●図書コーナーの広報 等

7 今後のスケジュール（予定）



1 概要

労働資料室では、約43,000点（冊）の労働資料を収蔵しているが、収集・廃棄や保存に関する具体的な基準がなく、行政機関等からの寄贈資料を全て受け入れてきたため、川崎市市勢概要や人権センターニュースなどの労働と関連性が低い資料や川崎市労働資料室として収蔵する必要性が低いと考えられる資料が多く存在する。また、新施設では、書庫の床面積が100㎡以下（現施設の2/3）に減少することから、全ての資料を移設することが難しい状況である。

ついては、労働資料における収集（寄贈を含む）・廃棄の考え方を整理した上で、「労働資料等の収集・廃棄基準」を策定し、当該基準に基づき、労働資料の収集、廃棄等を実施する。

2 収集・廃棄の考え方

労働資料室では、新たに設定したコンセプトに合致する労働資料等を収集するものとし、寄贈については、コンセプトに合致し、かつ希少性等が認められる労働資料等に限定して受け入れる。

また、現在労働資料室で収蔵している資料については、コンセプトに合致するかに加えて、希少性等を勘案した上で、引き続き、収蔵するかを検討するものとし、新たに収集した労働資料等については、原則として、保存年限経過後に廃棄する。

収集の考え方

事項		コンセプトに合致	希少性等	方向性
新たに収集する労働資料等	購入	する	—	購入する
		しない	—	購入しない
	寄贈	する	有	寄贈を受ける
			無	寄贈を受けない
		しない	有・無	

※実際に購入する労働資料等については選定委員会で必要性が高いものを選定

廃棄の考え方

事項	コンセプトに合致	希少性等	方向性
現在収蔵している労働資料等	する	有・無	収蔵する (明らかに資料的価値がないものを除く。)
	しない	有	
新たに収集した労働資料等		する	有
	無		保存年限経過後に廃棄する

3 収集・廃棄基準について

「労働資料等の収集・廃棄基準」については、収集・廃棄の考え方を踏まえ、①産業都市川崎の礎と②未来の働く及び③希少性等の具体例を明示して規定する。

前提条件：コンセプトに合致すること

①産業都市川崎の礎

- ア 川崎市の労働運動の歴史に関するもの
- イ 川崎市の産業や市内企業の歴史に関するもの
- ウ その他、川崎市の産業史、労働史を理解する上で、必要なもの

②「未来の働く」を考える

- エ 労働法制、労働事情、雇用、労働問題に関するもの。
- オ 労使関係、労働組合、労働運動、労働環境に関するもの。
- カ 労働者の新しい働き方に関するもの。
- キ 労働者の能力開発に関するもの。
- ク 労働者福祉に関するもの。
- ケ その他、労働分野の情報を理解する上で必要なもの（政治、思想等）

補完条件：希少性等

③希少性等（仮）

- コ 著者、発行年、本体価格等から判断して、書籍の価値が高いもの
- サ 現存数が少なく入手が困難なもの
- シ 他の図書館等で閲覧することが難しいもの
- セ 利用者ニーズが高いもの
- ソ 川崎市としての独自性が高いもの

総合的に判断

視点1	視点2	程度		重要度
書籍の価値	著者知名度	高い	低い	
	版数 (発行年)	初版 (古い)	後版 (新しい)	
	本体価格	高い	低い	
	その他 (付加価値)	あり	なし	
入手困難性	現存数	少ない	多い	
閲覧可能性	他所での閲覧	困難	容易	
利用ニーズ	要望	多い	少ない	
	貸出(閲覧) 頻度	多い	少ない	
独自性	川崎の産業労働史 としての価値	高い	低い	
	川崎市が独自で 作製した資料等	該当する	該当しない	

※現時点では「視点」レベルで整理しており、今後、有識者等から意見を伺うとともに、実際に既存文書等を分類しながら、「基準」レベルに上げていく。

4 収集・廃棄基準の策定スケジュール

令和5年度第2回懇談会（3月19日）

意見聴取

- ・収集・廃棄の考え方
- ・「産業都市川崎の礎」、「『未来の働く』を考える」の規定
- ・希少性等の規定
- ・シミュレーション

令和5年度第2回検討会議（3月26日）

第2回懇談会の意見を踏まえて、調整、検討

令和6年度第1回懇談会（6月下旬）

意見聴取

- ・「労働資料に関する収集・廃棄基準」（案）全文
- ・現在収蔵している資料の廃棄決定プロセス

令和6年度第1回検討会議（6月下旬）

第1回懇談会の意見を踏まえて、調整、検討

労働資料に関する収集・廃棄基準策定（8月頃）

- ・川崎市議会（常任委員会）に今後の労働資料室の方向性と併せて収集・廃棄の考え方を報告
- ・市HPや広報誌等で対外的に公表

川崎市労働資料等に関する懇談会開催運営等要綱

制定 令和5年12月22日（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市労働資料等に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

（目的）

第2条 市長は、川崎市労働資料室に収蔵する労働資料等に関し、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- （1）労働資料等のあり方に関すること
- （2）労働資料等の収集・廃棄等に関すること
- （3）労働資料室の運営に関すること
- （4）その他、勤労者福祉事業の推進に関する事項

（委員）

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者8名以内をもって構成し、就任を依頼する。

- （1）労働団体及び労働福祉団体の代表者
- （2）労働図書館等の運営者
- （3）学識経験者
- （4）労働資料等の保存に必要な知識を有するもの
- （5）その他、労働分野に精通するもの

（庶務）

第4条 懇談会の庶務は、経済労働局労働雇用部において処理する。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。